

東京都入札参加資格（物品・委託）申請代行 行政書士法人のご案内 スマートサイド

〒112-0002
東京都文京区小石川1-3-23 ル・ビジュー 601
行政書士法人 スマートサイド

<ご依頼は、ホームページの問い合わせフォームからのみ、承っています>

<https://www.toukyouto-nyuusatsu.jp/>

東京都入札参加資格（物品・委託）の概要

1

東京都の入札に参加するには？

東京都の入札に参加するには、**東京都の入札参加資格**を持っていないとなりません。東京都の入札参加資格を持つには、入札参加資格の申請をしたうえで、東京都から承認を得なければなりません。

2

今すぐ東京都の入札に参加したい…？

どんなに急いで入札に参加したくても、入札参加資格を取得しなければ、東京都の入札に参加することはできません。資格を取得して、入札に参加できるようになるには、おおよそ**1か月から2か月程度**の期間が必要になります。

3

「誰でも簡単に取得できる…」というのは大間違い

東京都のホームページにある手引きを見て、途方に暮れてしまった方も多いのではないのでしょうか？素人の方が、自力で、東京都の入札参加資格を短期間で**不備なく取得するのは、非常に難しい**と言えます。

4

有効期間は最大でも2年間？

東京都の入札資格の有効期間は最大で2年です。**2年度ごとに更新手続きが必要**なため、早く資格を取得した方が、より長く資格を維持できるようになっています。

5

電子証明書の取得・パソコンの環境設定が必要

都庁に書類を提出すれば、入札資格を取得できると勘違いしていませんか？東京都の入札資格を取得するには「電子証明書の購入・パソコンの設定」から始めなければなりません。**電子申請をするための事前準備が必要**になります。

東京都入札参加資格（物品・委託など）を取得するための手続きの流れ

全て行政書士法人スマートサイドが御社に代わって行います。

事前準備

STEP 1 電子証明書+ ICカードリーダーの購入

事前に電子証明書とICカードリーダーを御社の備品として購入する必要があります。



STEP 2 PIN（暗証番号の受領）

電子証明書を使用するための暗証番号（PIN）が本人受取限定郵便で、代表者あてに郵送されます。



STEP 3 パソコンの設定

購入した電子証明書を利用するためのソフトのインストールが必要です。東京都電子調達システムを利用するための環境設定が必要です。



STEP 4 電子証明書の登録

電子証明書を使用して東京都電子調達システムに自社情報を登録する必要があります。



申請手続

STEP 1 電子申請

東京都電子調達システムを利用して、申請営業種目、売上高、過去の契約実績、従業員の人数などを電子申請します。



STEP 2 書類郵送

電子申請が終わった後に、都庁財務局経理部あてに登記簿謄本などの書類を郵送します。



STEP 3 承認・否認の通知

申請に不備がなければ、承認通知のメールが届きます。否認となった場合には、補正・訂正が必要です。



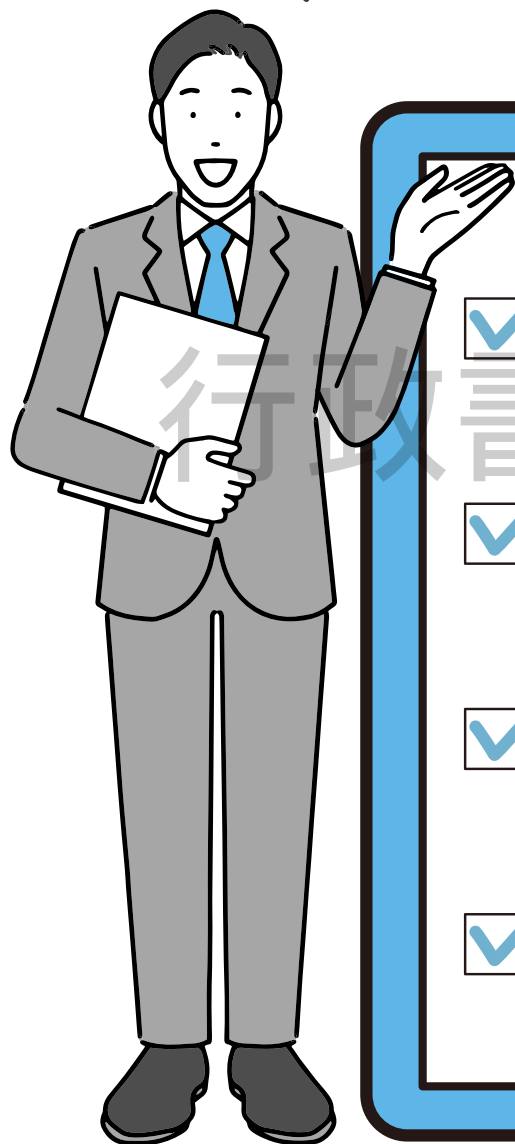
STEP 4 資格適用・有資格者名簿への登録

承認通知が届いた翌月、もしくは翌々月から入札資格の有資格者名簿に登録され、東京都の入札に参加できるようになります。



行政書士法人スマートサイドにご依頼いただくメリット

ご面倒なことはすべておまかせください



御社に代わって、**電子証明書の購入申込および受取代行**を行います！！

御社に代わって、**申請ソフトのインストール、パソコン設定**を行います！！

御社に代わって、**電子申請および必要書類の郵送**を行います！！

申請後の承認通知から**資格適用までのスケジュール管理**を行います！！

<メリット 1>

電子証明書は、申込書類を作成の上、電子入札コアシステム対応の民間認証局から購入しなければなりません。購入申込書の作成、申込、受領までの一切を弊所にて代行することができます。

<メリット 2>

電子入札に必要なパソコンの環境設定、動作確認のすべてを御社まで伺って行います。パソコンの操作が苦手な人でも、操作マニュアルを読み込むことなく、電子入札に必要なパソコン環境を手に入れることができます。

<メリット 3>

申請に必要な事項の入力、送信、必要書類の郵送は、すべて弊所で行います。御社は、弊所からメールする簡単なヒアリングにご回答いただくだけです。手引きの細かい部分の読み込みや、申請のための一切の作業は、不要になります。

<メリット 4>

申請後の「承認・否認」の通知の確認、資格適用までのスケジュール確認のすべてを、弊所で行います。御社は資格が適用されるまで、何もすることなく、結果通知書が発行されるのを待つだけです。

料金表

事前相談料（要予約） 11,000 円

※相談日前日までに、指定の口座にお振込み頂きます。

電子証明書 + ICカードリーダーの代行取得 55,000 円

※別途、履歴事項全部証明書・印鑑証明書の取得費用をご請求させていただきます。

パソコンの訪問設定（都内のみ） 33,000 円

※都外の場合、別途、出張料をご請求させていただきます。



東京都への入札参加資格申請の代行

- ・申請営業種目が 1～4 業種の場合 110,000 円
- ・申請営業種目が 5～7 業種の場合 143,000 円
- ・申請営業種目が 8～10 業種の場合 176,000 円

※申請営業種目は、合計で 10 個まで選択することができます。

<注意事項>

- ・事前相談は予約制になっています。
- ・法定必要書類については、別途、1 通あたり 2,200 円の取得費用が必要です。
- ・正式にご依頼を頂き次第、請求書を発行いたします。請求書発行後、5 営業日以内に指定の口座にお振込みください。
- ・電子証明書と ICカードリーダーの本体価格（約 5 万円）は含まれておりません。
- ・電子証明書と ICカードリーダーの本体価格は、別途、購入元の認証局から発行される請求書に従い、御社から直接、購入元にお支払い頂くこととなります。

東京都入札参加資格申請（物品・委託）に特化した書籍を出版しました。

入札資格申請の専門家として業界紙に記事が掲載されました。

東京都入札参加資格申請について行政書士向け研修会の講師を務めました。

9割 事前知識が 入札参加資格申請は

東京都入札資格（物品・委託）と
全省庁統一資格

横内賢郎 著

- ☑ 資格を申請する際の注意点がわかる！
- ☑ 手続きの流れ、申請スケジュールがわかる！
- ☑ パソコン設定や電子証明書の準備がわかる！
- ☑ 等級・発注価格をシミュレーションできる！

現役行政書士が書いた
入札参加資格申請手続きの入門書

Parade Books

学習院大学法科大学院に在学中の2009年に行政書士試験に合格。社会に出た後の14年に「これまで培った有益なノウハウを建設業界に提供したい」と独立を果たす。主に1都3県で建設業許可、経営事項審査、入札参加資格の申請手続きなどを手掛け、5月には事務所を高田馬場に移転した。



「ノウハウ提供で
業界に貢献」

横内賢郎氏

横内行政書士法律事務所
（新宿区）代表行政書士

昨年、行政書士を対象にした業務研修に講師として参加。初心者のための東京都入札参加資格申請をテーマに講演し、「同業者との情報共有の重要性を再認識した」。自社のホームページに多くの事例解説や紹介動画の掲載を開始するきっかけになった。

「当面は、提携会社の増加と事務所拡大を視野に業務を進めていく。建設業専門の行政書士として、企業の成長に少しでも貢献できるよう、臨機応変な対応を心掛けたい」

（佐藤和彦）



- ・ イベント企画会社
- ・ 警備会社
- ・ 広告会社
- ・ IT会社
- ・ 精密機械販売会社
- ・ 玩具販売会社
- ・ 清掃会社
- ・ 建築資材販売会社
- ・ 衣料品製造会社
- ・ 書籍、絵画の販売会社

などの代行申請実績多数

最後に

行政書士法人スマートサイドは、東京都入札参加資格申請の専門家として、今までたくさんの会社の申請代行を行ってきました。過去には、資格取得の半年後に9億円の案件を落札した会社もいらっしゃいます。

また、東京都だけでなく、**全省庁統一資格、神奈川県、埼玉県の入札参加資格を代行申請することも可能です。**

皆さんの目標はあくまでも『案件落札による売上高アップ』にあるはずですが、そうであるならば、その前段階である入札参加資格の取得に、時間と労力をかけている場合ではありませんね。

入札に参加するための資格の取得方法がわからない
入札参加資格を取得するのに時間がかかってしまった
ヘルプデスクに何度も電話して聞いたけど、いまいち良く理解できない
手引きやマニュアルを読んだけど、結局、入札資格を取得できなかった



というのでは、同業や競合他社に大きな遅れを取ってしまいます。そんな時こそ、行政書士法人スマートサイドにご依頼ください。行政書士法人スマートサイドでは、電子証明書の取得、パソコンの設定、電子申請、必要書類の郵送のすべてを御社に代わって行うことができます。手続きに関する煩わしさ、ストレスを避けたいのであれば、東京都入札参加資格の取得を、行政書士法人スマートサイドに依頼してみませんか？

行政書士法人スマートサイドでは「電話によるお問合せ、手続きに関する質問など」は、一切承っておりません。質問・相談については、別途、**事前予約制の有料相談**をご案内しております。また、弊所へのご依頼は、**ホームページ上の問い合わせフォーム**からお願いいたします。